

平成29年度第1回埼玉県医療対策協議会 次第

平成29年9月6日（水）15時00分
埼玉会館1階多目的ホール

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協議事項
 - ・地域医療介護総合確保基金について
- 4 報告事項
 - ・埼玉県総合医局機構による医師確保の取組について
- 5 閉 会

【配布資料一覧】

- 埼玉県医療対策協議会出席者名簿
- 資料1「平成29年度地域医療介護総合確保基金（医療分）について」
- 資料2「平成28年度における地域医療介護総合確保基金（医療分）執行実績について」
- 資料3「平成30年度地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用し事業化を検討する主な新規事業案について」
- 資料4「埼玉県総合医局機構による医師確保の取組について」
- 参考資料「埼玉県医療対策協議会規程」

平成29年度第1回埼玉県医療対策協議会 出席者名簿

平成29年9月6日(水) 15時00分

埼玉会館1階多目的ホール

| 役職等 | 所属 | 職名 | 氏名 | 代理等 |
|--------|---------------------------------|--------------------|--------|---------------------|
| 会長 | 一般社団法人 埼玉県医師会 | 会長 | 金井 忠男 | |
| 副会長 | 埼玉県済生会川口医療福祉センター | 総長 | 原澤 茂 | |
| 委員 | 埼玉県市長会 | 秩父市長 | 久喜 邦康 | |
| 委員 | 埼玉県町村会 | 小鹿野町長 | 福島 弘文 | 欠席 |
| 委員 | 埼玉医科大学病院 | 病院長 | 織田 弘美 | |
| 委員 | さいたま赤十字病院 | 病院長 | 安藤 昭彦 | |
| 委員 | 川口市立医療センター | 病院事業管理者 | 大塚 正彦 | 代理 事務局長 堀 伸浩 |
| 委員 | 独立行政法人国立病院機構 埼玉病院 | 病院長 | 原 彰男 | |
| 委員 | 埼玉医科大学総合医療センター | 総合周産期母子 医療センター長 | 田村 正徳 | |
| 委員 | 一般社団法人 埼玉県医師会 | 副会長 | 奥野 豊 | |
| 委員 | 一般社団法人 埼玉県医師会 | 副会長 | 金沢 和俊 | |
| 委員 | 一般社団法人 埼玉県医師会 | 副会長 | 湯澤 俊 | |
| 委員 | 一般社団法人 埼玉県歯科医師会 | 副会長 | 小杉 国武 | 代理 理事 三木 昭代 |
| 委員 | 埼玉県精神科病院協会 | 会長 | 菅野 隆 | |
| 委員 | 埼玉医科大学 | 学長 | 別所 正美 | |
| 委員 | 社会医療法人 さいたま市民医療センター | 院長 | 加計 正文 | |
| 委員 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター | 院長 | 細田 洋一郎 | |
| 委員 | 比企広域消防本部 | 消防長 | 吉野 勝巳 | |
| 委員 | 市民の医療ネットワークさいたま | 代表 | 谷中 照枝 | 代理 代表(共同代表) 上田 寧 |
| オブザーバー | 埼玉県保険者協議会 | 会長 | 鈴木 豊彦 | 欠席 |
| オブザーバー | 公益社団法人 埼玉県看護協会 | 会長 | 熊木 孝子 | |

(敬称略)

平成 29 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）について

1 基金制度概要

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進するため、消費税増税分等を活用した基金を都道府県に創設、都道府県が作成する計画に基づき事業を実施する。

（基金負担割合 国：2／3 都道府県：1／3）

（29年度基金規模：医療分904億円、介護分724億円、合計1,628億円）

2 基金対象事業

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・ 病床の機能分化・連携のために必要な事業

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業

- ・ 在宅医療を推進するための事業

(3) 医療従事者の確保に関する事業

- ・ 医師確保のための事業
- ・ 看護職員の確保のための事業
- ・ 医療従事者の勤務環境改善のための事業 等

国庫補助事業から当該基金に財源が移行した分が主となっている。

* 平成27年度から(1)の事業区分に重点配分する方向性が示されるとともに、事業区分ごとに配分額が決定され、区分間の金額の調整はできないこととなった。

[埼玉県地域医療構想における必要病床数(推計)と病床機能報告による病床数の比較]

| | 平成27年度 病床機能報告(床) | 平成37年 必要病床数(床) | 差引(床) |
|-------|---------------------|-------------------|---------|
| 合計 | 50,023 | 54,210 | ▲4,187 |
| 高度急性期 | 6,389 | 5,528 | 861 |
| 急性期 | 24,674 | 17,954 | 6,720 |
| 回復期 | 4,023 | 16,717 | ▲12,694 |
| 慢性期 | 12,552 | 14,011 | ▲1,459 |
| 無回答 | 2,385 | — | — |

3 平成29年度基金内示額 30.7億円（要望額：30.8億円）

| 基金年度 | (1) 地域医療構想 | (2) 居宅医療 | (3) 医療従事者確保 | 総額 |
|---------|------------|----------|-------------|--------|
| 26年度配分額 | 0.0億円 | 17.2億円 | 19.3億円 | 36.5億円 |
| 27年度配分額 | 15.5億円 | 0.2億円 | 14.7億円 | 30.3億円 |
| 28年度配分額 | 19.6億円 | 0.1億円 | 14.3億円 | 33.9億円 |
| 29年度内示額 | 15.7億円 | 0.2億円 | 14.8億円 | 30.7億円 |

[平成28年度までの執行実績]

| | (1) 地域医療構想 | (2) 居宅医療 | (3) 医療従事者確保 | 総額 |
|------------------------|------------|----------|-------------|---------|
| 26～28 配分額 (A) | 35.1億円 | 17.4億円 | 48.3億円 | 100.8億円 |
| 26～28 執行額 (B) | 3.4億円 | 7.9億円 | 44.6億円 | 55.9億円 |
| 29年度以降執行額 (A) - (B) | 31.7億円 | 9.5億円 | 3.7億円 | 44.9億円 |

平成29年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業一覧

| 基金計画事業名 | 概要 | 基金額(千円) | |
|---|------------------------------|--------------------------------------|-----------|
| (1)地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 | | 1,574,900 | |
| 1 | 病床の機能分化・連携を促進するための基盤整備事業 | 回復期病床への転換経費の補助 | 1,349,900 |
| 2 | 地域医療支援病院等の患者に対する歯科保健医療の推進事業 | 入院患者の歯科保健状況評価 地域在宅歯科医療推進拠点の運営 | 225,000 |
| (2)居宅等における医療の提供に関する事業 | | 15,983 | |
| 3 | 在宅医療推進協議会の設置・運営 | 保健所単位での医療・介護連携会議の開催 | 2,848 |
| 4 | 小児在宅医療推進事業 | 小児在宅医療の担い手を拡大するための研修の実施 | 8,961 |
| 5 | 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備 | 在宅歯科医療に関する相談及び受診調整 | 4,174 |
| (3)医療従事者の確保に関する事業 | | 1,484,017 | |
| 6 | 地域医療支援センターの運営 | 地域医療支援センターの運営 | 5,769 |
| 7 | 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援 | 産科医等に対する手当の補助 | 58,276 |
| 8 | 小児専門医等の確保のための研修の実施 | 小児救命救急医療を担う 医師確保のための研修経費の補助 | 12,612 |
| 9 | 小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施 | 小児科以外への医師を対象とした小児救急研修実施 | 1,285 |
| 10 | 女性医師等の離職防止や再就業の促進 | 女性医師支援センターの運営 代替医師の雇用に要する経費の補助 | 11,550 |
| 11 | 新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施 | 新人看護職員研修の実施、研修経費の補助 | 72,918 |
| 12 | 看護職員の資質の向上を図るための研修の実施 | 認定看護師の資格取得支援・教育機関への補助 | 24,204 |
| 13 | 離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進 | 病院内保育所運営費補助 | 280,820 |
| 14 | 看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備 | 看護師等養成所運営費の補助 看護学生実習受入経費の補助 | 635,621 |
| 15 | 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進 | 無料職業紹介・巡回就業相談会 再就業技術講習会開催 | 23,138 |
| 16 | 看護職員の就労環境改善のための体制整備 | 多様な勤務形態導入のための研修会開催 就業環境改善アドバイザー派遣 | 6,948 |
| 17 | 看護職員の勤務環境改善のための施設整備 | 病院内保育・ナースステーション等の整備 に要する経費の補助 | 1,031 |
| 18 | 勤務環境改善支援センターの運営 | 医療勤務環境改善支援センターの運営 | 1,560 |
| 19 | 休日・夜間の小児救急医療体制の整備 | 小児救急患者受入体制経費の補助 | 243,585 |
| 20 | 電話による小児患者の相談体制の整備 | 小児救急電話相談の実施 | 104,700 |
| 合 計 | | 3,074,900 | |

平成28年度における地域医療介護総合確保基金（医療分）
執行実績について

1 平成28年度執行額 24.0億円

(1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

基金活用額： 3.4億円

(2) 居宅等における医療の提供に関する事業

基金活用額： 4.3億円

(3) 医療従事者の確保に関する事業

基金活用額： 16.3億円

執行額計 (1) + (2) + (3) = 24.0億円

2 主な事業

| 区分 | 事業名（県予算名）・事業概要 | 実績・基金活用額 |
|------------|---|--|
| (1) | 回復期病床整備促進事業 ・地域医療構想で大幅な不足が推計される回復期病床へ転換を行う医療機関の施設・設備整備に要する経費を支援 | ・補助病院 9病院 ・転換病床数 167床 139,861千円 |
| (1) | ICTによる医療・介護連携ネットワーク構築事業 ・医療・介護関係者の多職種間で情報共有が可能な医療介護連携システムの導入を支援 | ・県内郡市医師会への導入支援 16,648千円 |
| (1) | さいたま新都心医療拠点機能強化事業 ・さいたま新都心医療拠点と県内産科医療機関を結ぶ医療ネットワークの構築 | ・胎児診断支援ネットワークシステムの整備 73,798千円 |
| (1) (2) | 歯科口腔保健推進事業 ・歯科保健医療を必要としながら十分提供されていない要介護者等に対し、口腔内と全身の健康状態の改善を通して生活の質（QOL）の向上を図るため、必要な在宅歯科医療を提供 | ・入院患者の歯科保健状況評価（55病院） ・地域在宅歯科医療推進拠点の運営（19郡市歯科医師会） 111,797千円 |
| (2) | 地域包括ケア推進のための在宅医療提供体制充実支援事業 ・郡市医師会が主体となった在宅医療連携拠点の整備（ケアマネージャー資格を持つ看護師など福祉にも精通した看護師の配置、往診医の登録・患者情報の共有、医療面の相談体制、在宅療養支援ベッドの確保） | ・在宅医療連携拠点の整備、運営（30郡市医師会） 398,854千円 |

| | | |
|-----|--|--|
| (3) | 周産期医療従事者処遇改善事業費 ・産科及び小児科を担当する医師の処遇改善による離職防止、診療体制の維持 | ・産科医等手当の補助（49 施設）、新生児救急担当医手当補助（4 施設） <u>51,014 千円</u> |
| (3) | 救急医療対策費（小児救急医療施設等運営費） ・小児二次救急医療体制の適正な運営確保のため、夜間・休日に複数の病院が対応する小児救急輪番体制の運営及び小児救急医療拠点病院の運営に対する補助 | ・小児救急輪番体制の運営（10 地区）、小児救急医療拠点病院の運営（2 施設） <u>241,877 千円</u> |
| (3) | 小児救急電話相談等事業 ・休日・夜間の子供の急病やけがに対する保護者の不安解消、軽症患者の救急病院等への集中による救急担当医等の負担軽減を図るため、看護師を相談員とした小児救急電話相談（#8000）を実施 | ・相談件数 70,759 件 ・深夜など 1 人体制の時間帯の体制強化（2 人体制） <u>99,476 千円</u> |
| (3) | 新人看護職員定着支援事業 ・新人看護職員研修ガイドラインに沿った新人看護職員研修の体制整備と円滑な実施の促進 | ・新人看護職員研修（124 施設）、合同研修（12 回） <u>71,701 千円</u> |
| (3) | 看護師等養成所運営費 ・看護師等養成所運営経費への支援による看護師等養成所における養成的強化と教育内容の充実 | ・看護師等養成所に対する運営費補助（43 校） <u>582,940 千円</u> |
| (3) | 病院内保育所運営費 ・病院内保育を実施する医療機関に対する運営費補助による看護職員の離職防止及び潜在看護職員の再就業促進 | ・病院内保育所運営費の補助（127 施設） <u>275,535 千円</u> |

平成30年度地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用し 事業化を検討する主な新規事業案について

1 急性期脳梗塞治療ネットワーク推進事業

【事業目的・概要】

脳血管内治療まで行える病院は限られており、円滑で適切な医療を提供するためには、リアルタイムに病院を選定できる仕組みに加え、地域の病院が連携し、対応する体制の構築が必要である。

発症現場近くの病院でt-PAを施行し、血栓除去手術が必要になれば基幹病院へ転送する仕組みを確立するため、他院の専門医にアドバイスを求められるICTによる画像共有ツールを整備する。現場の医師からも、本ツールの構築を望む声が多い。

2 転院支援システム構築支援事業

【事業目的・概要】

国は、都道府県に対して第7次保健医療計画で、いわゆる「出口問題」（救急医療機関がベッド満床により新たな救急患者の受入れが困難であること）の改善を求めており、今後の医療需要に備えるためには、病院の機能分化と連携の強化、円滑な転院に向けた取組を推進していく必要がある。

高度急性期及び急性期を脱した入院患者の転院支援を円滑に行えるよう、高次医療機関の電子カルテシステムの登録情報を連携医療機関と情報共有し、円滑な転院を進める効率的なシステムの構築を支援する。

3 東部保健医療圏の救急受入体制等の強化事業

【事業目的・概要】

東部保健医療圏は、他の医療圏と比較して、救急受入率が低く、また、平成37(2025)年の医療需要に対して県内でも回復期病床が大幅に不足すると推計されている地域である。

二次救急医療体制の強化とともに、今後の医療需要に備えるためには、病院の機能分化と連携は必須であり、大学病院と地域の医療機関が連携し、大学病院が医師を派遣することにより、救急受入率の改善を図るとともに、連携病院が急性期を脱した患者を積極的に受け入れる体制を確保し、回復期病床への転換を促進する。

4 在宅医療提供体制の機能強化事業

【事業目的・概要】

在宅患者の症状悪化、緊急時の受け皿となる、地域包括ケア病床等回復期病床への転換の促進を行い、在宅療養提供体制の機能強化を図る。

地域包括ケア病床等の運営ポイントや既存病床からの転換要件、病床転換前後の収支比較例など、既存病床からの転換の判断材料に関する研修会の開催や病床転換を具体的に検討する病院に対する経営シミュレーション経費の支援を行う。

埼玉県医療対策協議会規程

平成18年11月 8日決裁
平成20年 2月15日一部改正
平成20年11月 8日一部改正
平成22年11月 8日一部改正
平成24年11月 8日一部改正
平成26年 9月 3日一部改正

(目的)

第1条 県は、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保に関する事項等について協議するため、埼玉県医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- 一 医師の確保に関する事
- 二 周産期医療体制の整備に関する事
- 三 救急医療体制の整備に関する事
- 四 在宅医療体制の整備に関する事
- 五 その他医療の課題に関する事

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる機関又は団体の管理者又は役職員で20人以内をもって構成する。

- 一 埼玉都市長会及び埼玉町村会
- 二 特定機能病院
- 三 地域医療支援病院
- 四 医療法第三十一条に規定する公的医療機関
- 五 医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院
- 六 診療に関する学識経験者の団体
- 七 大学その他の医療従事者の養成に関する機関
- 八 埼玉県知事の認定を受けた医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人
- 九 その他厚生労働省令で定める者
- 十 その他の関係者

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(協議会の開催)

第5条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(部会の設置)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会の所掌する事項等は、協議会において定める。
- 3 部会に属する者(第4項において「部会員」という。)は、会長が指名する。
- 4 部会の運営に関しては、第4条、第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」に、「会長」とあるのは「部会長」に、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(存続期間)

第8条 協議会の存続期間は、設置後6年間とする。

- 2 存続期間については、延長することができる。ただし、1回の延長期間は2年間を限度とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は埼玉県保健医療部医療整備課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月3日から施行する。